

米軍人による道路交通法違反事件に対する意見書

本年10月5日午前8時55分、本町美浜二丁目付近道路において、接触事故が発生し、在沖米海兵隊普天間基地所属曹長が道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕された。

沖縄県内においては米兵による飲酒絡みの事件・事故が後を絶たず、地域住民に不安を与えており、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

本町議会では、再三再四、関係機関に抗議・要請してきたにもかかわらず、同様な事件が繰り返されることに対し強い憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪と補償を日米両政府で速やかに行うこと。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 リバティー制度の規制を遵守させること。
- 4 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月10日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣	外務省特命全権大使（沖縄担当）			
沖縄防衛局長				